

総発第134号
令和3年7月12日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和3年6月15日付監発第19号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「泉学区第1学童保育所、泉学区第2学童保育所」
（健康福祉部子育て支援課）
上記施設の指定管理者 《特定非営利活動法人 がくほれん with 酒田》

【指摘事項】

- ・指定管理料の支払い方法（健康福祉部子育て支援課）
指定管理者への年度協定送付時に、1年分の請求書を請求年月日と請求金額を空欄のまま提出させ、各支払時に職員が記入し処理していた。
- ・会計処理及び事業報告について（健康福祉部子育て支援課）
（特定非営利活動法人 がくほれんwith酒田）
平成23年度にNPO法人会計基準が改正され、複式簿記での経理と報告が求められているにもかかわらず、従前の経理方法による会計書類を作成していたなど、事業報告書に添付されている会計書類に重大な誤りが見受けられた。

適正な文書管理に努めるとともに、どのような法が適用されているかを理解したうえで、適法性を含めた評価・指導・監察を行えるよう体制を整えること。

■措置内容

指摘事項：指定管理料の支払い方法

令和3年度より、支払いの都度、請求年月日、請求金額を記載した請求書を徴収し、請求処理を行うよう是正する。 (健康福祉部子育て支援課)

指摘事項：会計処理及び事業報告について

- ・酒田市指定管理者制度事務取扱基準に基づくモニタリングと事業評価を適確に実施し、指定管理者に対する指導監督に努めていく。 (健康福祉部子育て支援課)
- ・会計処理については今後、市内会計事務所に業務を委託し、適正処理に努める。会計書類についても、会計事務所の指導を受けながら適正な管理を行うよう組織体制整備に努めていく。 (特定非営利活動法人 がくほれんwith酒田)